

使用規程(美術品保管庫特約)(以下「本特約」といいます)は、お客様が当社の「美術品保管庫」サービス(以下「美術品保管庫」といいます)を利用する場合の取り扱いを定めたものであり、お客様は本特約の他、当社が別途定める「使用規程(基本規定)」等関連規定の内容を十分に理解し、承認した上で、自らの判断と責任において、美術品保管庫を利用するものとします。

#### 第1条(契約単位)

美術品保管庫の契約単位は、部屋単位となります。

#### 第2条(料金の支払い)

楽器倉庫の保管料及び諸料金(以下「利用料金」といいます)は、当社が別途定める料金に基づきます。

- ② 当社との楽器倉庫契約(以下「本契約」といいます)が成立したお客様(以下「契約者」といいます)は、当社所定の初回利用料金を、本契約成立時までにクレジットカード決済又は銀行振込(振込手数料は契約者負担)にて支払うものとします。
- ③ 2回目以降の利用料金の支払方法はクレジットカード決済となります。
- ④ 利用料金の支払期限は、当月ご利用分を前月末日限りとします。
- ⑤ クレジットカード会社によって引落日が異なりますので、決済日に決済が可能となるようご入金をお願いします。
- ⑥ 第9条の契約終了時には、当社所定の精算金額を契約終了時までにクレジットカード決済又は銀行振込(振込手数料は契約者負担)にてお支払いください。

#### 第3条(保証金)

美術品保管庫の利用に際し、当社所定の保証金を契約成立時までに納入して頂く場合がございます。当社は保証金受領後、契約者に「保証金お預り証」を発行のうえ、保証金を無利子でお預かりします。

- ② 契約終了時、当社は契約者から前項の「保証金お預り証」受領日の翌月末日までに、契約者が指定する口座へ振込にて返金します。
- ③ 利用料金が当社所定の期限までにお支払い頂けないときは、当社がいつでも契約者からお預かりしている保証金と契約者が延滞している利用料金及び損害賠償金とを相殺することができます。
- ④ 前項の場合において、保証金を利用料金等に充当したときは、契約者は直ちに追加の保証金を納入しなければなりません。
- ⑤ 契約者は、保証金に関する債権を第三者へ譲渡又は質権設定等の担保に入れる一切の行為をすることができません。

#### 第4条(入館カード)

当社は、契約者に対し、本契約成立後、当社所定の「入館カード」(以下「入館カード」といいます)を当社所定の枚数発行します。

- ② 「入館カード」の紛失、破損、汚損、若しくは盗難にあった場合又はあらかじめ登録された「入館カード」の「暗証番号」を失念した場合には、直ちに書面によって当社に届け出てください。なお、届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ③ 前項の場合、当社所定の手数料を契約者が負担のうえ、「入館カード」を再発行します。

#### 第5条(開庫手続)

美術品保管庫を開庫する時は、「入館カード」を持参のうえ、当社所定の手続きに従い、あらかじめ登録された「暗証番号」をキーインして頂いた後に作業を行ってください。

#### 第6条(鍵の保管)

美術品保管庫の正鍵、副鍵は、当社所定の方法にて当社が保管します。但し、ご利用地域により、契約者自身が正鍵及び副鍵を保管する場合があります。

- ② 美術品保管庫の開庫、閲覧及び内容物の入れ替え作業は正鍵で行うものとします。

#### 第7条(鍵の再交付)

美術品保管庫の鍵を万一破損又は喪失したときは、直ちに書面によりその旨を当社に届け出てください。錠及び鍵の取り換えをします。この場合、錠及び鍵の取り換え費用として当社所定の費用をご負担頂きます。なお、上記届け出の前が生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第8条(解約)

契約者からの申し入れにより解約する場合は、書面にて当社に通知してください。

- ② 契約者が支払う解約月の利用料金は、解約日が属する月の1ヶ月分の保管料とします。
- ③ 本条の解約に伴うご返金が生じた場合、契約者の指定銀行口座へ、契約終了日の翌月末日までに振込にて返金します。

#### 第9条(契約終了時の取り扱い等)

解約、解除等により本契約が終了したときは、ただちに、美術品保管庫の内容物のすべてを搬出し、「入館カード」・「錠」・「保証金預かり証」等、すべてを返却してこれを明か渡してください。

- ② 万一、明か渡しが遅れたときは、原因のいかんにかかわらず、契約終了日の属する月の翌月1日から明か渡しの日まで、保管料相当額の損害金を申し受けます。
- ③ 本条第1項の明か渡しが生じた場合、当社において美術品保管庫を開庫し、内容物のすべてを搬出します。なお、この場合、搬出された内容物につきましては、美術品保管庫において保証される保管方法とは異なり、他の一般貨物と同様の保管方法となりますのでご了承下さい。

#### 第10条(保管品の管理責任)

本契約においては、当社は美術品保管庫について内容未検査にてお預かりするものです。従って、美術品保管庫の内容物の数量・品質変化・滅失・毀損等については、当社は責に帰するものを除いては一切責任を負いません。美術品保管庫への物品の収納、搬出入及び数量、品質等の維持管理は契約者の責任で行ってください。

② 前項の規定に関わらず、契約者は美術品保管庫への物品の収納、搬出入、美術品保管庫内の整理作業等を当社所定の方法にて当社に依頼することができます。その際、善良な管理者の注意義務をもって作業を行います。当社が相当の注意をもってその取り扱いをしたにも関わらず生じた損害については、当社はその責任を負いません。

#### 第11条(搬出入に関する委任特約)

前条の規定に関わらず、契約者は当社に対し、美術品保管庫への美術品の収納、搬出入、美術品保管庫内の整理作業等を当社所定の方法にて委任することができ、その委任の条件は次の各号に定める通りとします。

(1) 委任された権限を行使するにあたり、当社は善良な管理者の注意義務をもって作業を行います。当社が相当の注意をもってその取り扱いをしたにも関わらず生じた損害については、当社はその責任を負わず、契約者は一切の異議申し立てをしないこと

(2) 当社は、美術品保管庫内の美術品の梱包外装及び美術品に、当社が貸与するバーコード等の識別タグ(以下「バーコード」といいます)を当社所定の方法で付することによって管理すること

(3) 前号による管理は、美術品保管庫内の美術品を特定する方法として実施するものであり、在庫管理ではないこと

(4) 美術品保管庫への美術品搬入の際、新規搬入の場合は当社からバーコードの貸与を受け、再搬入の場合はバーコードの読み取りを当社に依頼すること

(5) 美術品保管庫への美術品の搬出の際、貸与されたバーコードを当社に返却すること

(6) 前二号に定める事項を当社が知覚できなかったこと等によって生じた現品と管理上のデータの不一致により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないこと

(7) 本項第2号、第4号及び第6号の管理方法を変更する場合があること

② 前項の委任について、当社の都合により当該委任をいつでも解除することができるものとし、それにより契約者に生じた損害については、当社はその責任を負いません。

以上